

仕様書

1 件名

神田地域における賑わい創出に向けた戦略検討業務

2 業務の目的

神田地域においては平成 24 年度に区が策定した「神田警察通り沿道賑わいガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」に沿ったまちづくりが進められてきているところである。

本業務では、神田地域における民間拠点開発動向等を踏まえ、地元で活動する多様なまちづくりの関係者と連携した賑わい創出の在り方について、新旧住民やオフィスワーカー等が参加する社会実験の活用を通じ、地域の意見を伺いながらまちづくりの方策を検討することを目的とする。

3 履行期間

契約締結日の翌日から平成 30 年 3 月 15 日（木）まで

4 業務内容

- (1) 神田地域に関わる関係者ヒアリング
 - ・社会実験に関する意向の把握、および神田地域に関する課題・将来像等の把握
- (2) 社会実験を活用した賑わい創出の在り方検討
 - ① 社会実験の企画（配布物の作成・印刷・地元関係者等への周知含む）
 - ② 社会実験の実施効果の検証（アンケートの作成・とりまとめ等含む）
 - ③ 社会実験の事後レポート作成・印刷・配布
 - ④ 社会実験の結果を踏まえた賑わい創出の在り方検討
- (3) 地域特性を踏まえたまちづくり方策検討
 - ① まちづくり方策
 - ② URの関与方策
 - ③ 継続的なまちづくり体制実現方策の検討
 - ・継続的なまちづくり体制
 - ・道路等公共空間活用方策

- ・本業務の検討にあたっては「神田警察通り沿道賑わいガイドライン」を踏まえること
- ・（１）～（３）について、対外的協議用資料(案)の作成を含む
- ・社会実験の実施は業務に含まないものとする

5 成果品

- (1) 調査報告書（A4 版） 製本 5 部
- (2) 調査報告書電子データ一式

(3) その他、本調査で入手した資料一式

なお、成果品はグリーン購入法に基づき作成すること。

6 提出先

独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部
都心業務部 千代田区エリア計画課

7 特記事項

- (1) 本仕様書に記載の無い事項等、疑義が生じたときは、その都度機構担当者との協議すること。
- (2) 関係各所との打合せに必要な資料は、随時、機構担当者との協議の上作成すること。
- (3) 法令及び条例等の関係法令を遵守すること。
- (4) 本業務の履行上知り得た情報等を第三者に漏らさないこと。
- (5) 本業務の完了は、成果品を提出し、検査に合格した時点とする。なお、検査合格後であっても、誤りが発見された場合には速やかにこれを訂正すること。
- (6) 本業務は、業務成績評定対象業務である。受注者には、業務完了後、業務成績評定点を通知する。なお、付与した業務成績評定点は、将来、業務発生時に価格以外の評価項目として使用することがある。
- (7) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について
 - ① 業務の履行に際して、暴力団員等による不当要求又は業務妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
 - ② ①により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した文書により発注者に報告すること。
 - ③ 暴力団員等による不当介入を受けたことにより、工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

以 上

積算基準

1 適用範囲

この積算基準は、「神田地域における賑わい創出に向けた戦略検討業務」に適用する。

2 委託料の算定

委託料	=	委託価格	+	消費税相当額		
委託価格	=	直接人件費	+	直接経費	+	諸経費
消費税相当額	=	委託価格	×	消費税の税率		
諸経費	=	直接人件費	×	110%		
直接経費	=	仕様書記載の成果品作成に係る費用				

3 業務内容ごとの業務量の目安（単位：人・日）

業務項目	業務量 (人・日)	備考
1 神田地域に関わる関係者ヒアリング	24 人・日	
2 社会実験を活用した賑わい創出の在り方検討	97 人・日	
3 地域特性を踏まえたまちづくり方策検討	47 人・日	
合 計	168 人・日	